

協会とリサイクル処理業者Aとの間の補助事業実施契約書

塩化ビニル管・継手協会（以下「甲」という）と〇〇会社（以下「乙」という。）は、熊本地震により被災した地域において、廃材となった塩化ビニル管・継手（以下「塩ビ管」という。）をリサイクル処理するため、甲乙相互に協力することを約し、次の通り契約を締結する。

(法の遵守)

第1条

甲及び乙は、廃材となった塩ビ管をリサイクル処理するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守するものとする。

(乙の役割)

第2条

- 乙は、甲が認定した復旧工事業者、中間処理業者、または被災自治体により持ち込まれる塩ビ管のうち、再生可能な塩ビ管を有価で受け入れる。
- 乙は、有価で受け入れた塩ビ管を粉砕して、リサイクル原料粉砕品を製造する。
- 乙は、製造したリサイクル原料粉砕品を甲に販売する場合は、以下のいずれかを満足するものを販売する。その外観、荷姿、検査等の仕様は甲が規定する購入仕様書（製品名 リサイクル原料 粉砕品）による。

種 類	使用リサイクル材		色	変色・汚れ	価格
I A	排・下水	鉛系塩ビ管	灰色	変色・汚れなし (端材含む)	kg 当たり 40 円
I B	排・下水	鉛系塩ビ管	灰色	変色・汚れ可※	kg 当たり 35 円
グレー	排・下水	鉛系塩ビ管、鉛系塩ビ管用継手、 REP-VU 管、塩ビ関連製品（塩ビ 製ます・マンホール・マンホール用ふた）	灰色	変色・汚れ可※	kg 当たり 30 円
	排・下水 以外	非鉛系塩ビ管、 非鉛系塩ビ管用継手			
Ⅲ	排・下水	各色塩ビ管・継手・関連製品 (塩ビカーパイプ・継手、塩ビリブ パイプ・継手、真空下水用塩ビ 管・継手、RS-VU 管、塩ビ製ます のふた「ライト」)	各色 (薄藤色、 茶色、灰青 色、緑色、 薄茶色、ライ トグレー)	変色・汚れ可※	kg 当たり 20 円
	排・下水 以外	各色塩ビ管・継手・関連製品 (エスロン耐火 VP パイプ・継手、ピ ンパイプ耐火 αパイプ・継手)			
H I A	給水	H I 管	濃紺色	変色・汚れなし (端材含む)	kg 当たり 40 円
H I B	給水	H I 管・継手	濃紺色	変色・汚れ可※	kg 当たり 30 円
H T 群	給湯	H T 管・継手	茶色	変色・汚れ可※	kg 当たり 30 円

※変色・汚れ可の程度は塩ビ管の標準または不良見本による

4. 乙は、選別及び異物除去の処理を行った塩ビ管の受入量及びリサイクル原料粉碎品の量を記録し、当該事業の事業完了の日から起算して20日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い時期までに、別紙8の様式により、協会に対し実績報告書を添付の上、補助金の請求をするものとする。ただし、協会が認めた場合には、四半期ごとの補助金の請求ができるものとする。

なお、事業が複数年度にまたがる場合は、次年度事業実施分について本項の規定を準用する。

(甲の役割)

第3条

甲は、審査の上、乙が実施した補助対象事業に係る経費を補助する。

(契約有効期限)

第4条

本契約の有効期限は、平成 年 月 日から平成 年3月31日までとする。

但し、甲乙協議の上、延長することができる。

(認定事業者の認定取り消し等)

第5条

1. 甲は、乙が認定事業者としての認定基準を満たさなくなった場合又は、甲の名誉を著しく毀損した

場合は、認定を取り消すものとする。なお、その場合は、原則、補助金は支払わないものとする。

2. 甲又は乙の責務に起因する損失が生じた場合には、それぞれが負担する。

(規定外事項)

第6条

本契約に規定しない事項は、甲乙協議の上解決する。

上記契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住所 東京都港区元赤坂1-5-26
名称 塩化ビニル管・継手協会
代表者 会長 田畑 勝治

(乙) 住所
名称
代表者